

← マグネットや釘で留めて広げて使うと見やすくなり、そのままめくると裏面も見やすくなります →

大田原東地区 山の手、城山、紫塚、中央、住吉町、新富町、元町、若松町、富士見、若草、紫塚ニュータウン、大和久自治会

# 令和5(2023)年度ごみ分別収集カレンダー(4月~9月)



ごみの出し方

- ◎ごみは、決められた日の朝(午前8時30分まで)に出してください。
- ◎決められたごみステーションに出してください。ごみステーションは利用者で管理してください。カラスなど動物の被害を最小限にするために、ネットなどを適切に使用してください(ネットの貸出は生活環境課窓口・各支所窓口で行っています)。
- ◎指定袋は、しっかり口を十文字に結んで出してください(テープで留めたり、ひもで縛るのは違反です)。
- ◎指定袋の内側に黒い袋などを使い、袋の全体をかかさないとください。
- ◎ごみの分け方・出し方に責任をもって出してください。

- も** もやせるごみ
- ビ** ビン・ガラス類
- ペ** ペットボトル・段ボール・紙パック
- か** かん類・もやせないごみ 蛍光管・乾電池・水銀体温計
- 雑** 新聞・雑誌類・白色トレイ

**4月 April**

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 <b>も</b>	4 <b>か</b>	5 <b>ペ</b>	6 <b>も</b>	7	8
9	10 <b>も</b>	11 <b>ビ</b>	12 <b>雑</b>	13 <b>も</b>	14	15
16	17 <b>も</b>	18 <b>か</b>	19 <b>ペ</b>	20 <b>も</b>	21	22
23	24 <b>も</b>	25 <b>ビ</b>	26 <b>雑</b>	27 <b>も</b>	28	29
30						

**5月 May**

日	月	火	水	木	金	土
	1 <b>も</b>	2 <b>か</b>	3 <b>ペ</b>	4 <b>も</b>	5	6
7	8 <b>も</b>	9 <b>ビ</b>	10 <b>雑</b>	11 <b>も</b>	12	13
14	15 <b>も</b>	16 <b>か</b>	17 <b>ペ</b>	18 <b>も</b>	19	20
21	22 <b>も</b>	23 <b>ビ</b>	24 <b>雑</b>	25 <b>も</b>	26	27
28	29 <b>も</b>	30 収集はありません	31 収集はありません			

**6月 June**

日	月	火	水	木	金	土
				1 <b>も</b>	2	3
4	5 <b>も</b>	6 <b>か</b>	7 <b>ペ</b>	8 <b>も</b>	9	10
11	12 <b>も</b>	13 <b>ビ</b>	14 <b>雑</b>	15 <b>も</b>	16	17
18	19 <b>も</b>	20 <b>か</b>	21 <b>ペ</b>	22 <b>も</b>	23	24
25	26 <b>も</b>	27 <b>ビ</b>	28 <b>雑</b>	29 <b>も</b>	30	

**7月 July**

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 <b>も</b>	4 <b>か</b>	5 <b>ペ</b>	6 <b>も</b>	7	8
9	10 <b>も</b>	11 <b>ビ</b>	12 <b>雑</b>	13 <b>も</b>	14	15
16	17 <b>も</b>	18 <b>か</b>	19 <b>ペ</b>	20 <b>も</b>	21	22
23	24 <b>も</b>	25 <b>ビ</b>	26 <b>雑</b>	27 <b>も</b>	28	29
30	31 <b>も</b>					

**8月 August**

日	月	火	水	木	金	土
		1 収集はありません	2 <b>ペ</b>	3 <b>も</b>	4	5
6	7 <b>も</b>	8 <b>か</b>	9 <b>雑</b>	10 <b>も</b>	11	12
13	14 <b>も</b>	15 <b>ビ</b>	16 <b>ペ</b>	17 <b>も</b>	18	19
20	21 <b>も</b>	22 <b>か</b>	23 <b>雑</b>	24 <b>も</b>	25	26
27	28 <b>も</b>	29 <b>ビ</b>	30 収集はありません	31 <b>も</b>		

**9月 September**

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 <b>も</b>	5 <b>か</b>	6 <b>ペ</b>	7 <b>も</b>	8	9
10	11 <b>も</b>	12 <b>ビ</b>	13 <b>雑</b>	14 <b>も</b>	15	16
17	18 <b>も</b>	19 <b>か</b>	20 <b>ペ</b>	21 <b>も</b>	22	23
24	25 <b>も</b>	26 <b>ビ</b>	27 <b>雑</b>	28 <b>も</b>	29	30

**家庭からの直接搬入ごみ**

- 一度に家庭からの多量のごみ(30kg又は1㎡以上)や袋に入らない粗大ごみを排出する場合は、「広域クリーンセンター大田原」に直接搬入してください(処理料金:10kgあたり150円)。
- 直接搬入する場合も分別してください。指定袋に入れる必要はありませんが、袋に入れるときは透明又は半透明の袋に入れてください。
- 火災廃材や畳など事前に相談が必要なものがあります。事前に問い合わせしてください。

広域クリーンセンター大田原の営業時間: [月~土] 午前8:30~12:00 / 午後1:00~4:30 ☎20-2270 (日曜日及び12月31日~1月3日は休み) ※土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は問い合わせができません。

**お知らせ**

- ごみ分別収集カレンダーの作成費用の一部は掲載している企業(裏面)などの広告収入で賄っています。
- ごみの分け方、出し方は裏面をご覧ください。

大田原東地区 山の手、城山、紫塚、中央、住吉町、新富町、元町、若松町、富士見、若草、紫塚ニュータウン、大和久自治会

# 令和5(2023)年度ごみ分別収集カレンダー(10月~3月)



ごみの出し方

- ◎ごみは、決められた日の朝(午前8時30分まで)に出してください。
- ◎決められたごみステーションに出してください。ごみステーションは利用者で管理してください。カラスなど動物の被害を最小限にするために、ネットなどを適切に使用してください(ネットの貸出は生活環境課窓口・各支所窓口で行っています)。
- ◎指定袋は、しっかり口を十文字に結んで出してください(テープで留めたり、ひもで縛るのは違反です)。
- ◎指定袋の内側に黒い袋などを使い、袋の全体をかかさないとください。
- ◎ごみの分け方・出し方に責任をもって出してください。

- も** もやせるごみ
- ビ** ビン・ガラス類
- ペ** ペットボトル・段ボール・紙パック
- か** かん類・もやせないごみ 蛍光管・乾電池・水銀体温計
- 雑** 新聞・雑誌類・白色トレイ

2023 **10月 October**

日	月	火	水	木	金	土
1	2 <b>も</b>	3 <b>か</b>	4 <b>ペ</b>	5 <b>も</b>	6	7
8	9 <b>も</b>	10 <b>ビ</b>	11 <b>雑</b>	12 <b>も</b>	13	14
15	16 <b>も</b>	17 <b>か</b>	18 <b>ペ</b>	19 <b>も</b>	20	21
22	23 <b>も</b>	24 <b>ビ</b>	25 <b>雑</b>	26 <b>も</b>	27	28
29	30 <b>も</b>	31 収集はありません				

**11月 November**

日	月	火	水	木	金	土
			1 <b>ペ</b>	2 <b>も</b>	3	4
5	6 <b>も</b>	7 <b>か</b>	8 <b>雑</b>	9 <b>も</b>	10	11
12	13 <b>も</b>	14 <b>ビ</b>	15 <b>ペ</b>	16 <b>も</b>	17	18
19	20 <b>も</b>	21 <b>か</b>	22 <b>雑</b>	23 <b>も</b>	24	25
26	27 <b>も</b>	28 <b>ビ</b>	29 収集はありません	30 <b>も</b>		

**12月 December**

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 <b>も</b>	5 <b>か</b>	6 <b>ペ</b>	7 <b>も</b>	8	9
10	11 <b>も</b>	12 <b>ビ</b>	13 <b>雑</b>	14 <b>も</b>	15	16
17	18 <b>も</b>	19 <b>か</b>	20 <b>ペ</b>	21 <b>も</b>	22	23
24	25 <b>も</b>	26 <b>ビ</b>	27 <b>雑</b>	28 <b>も</b>	29	30
31						

2024 **1月 January**

日	月	火	水	木	金	土
	1 収集はありません	2 収集はありません	3 収集はありません	4 <b>も</b>	5	6
7	8 <b>も</b>	9 <b>か</b>	10 <b>ペ</b>	11 <b>も</b>	12	13
14	15 <b>も</b>	16 <b>ビ</b>	17 <b>雑</b>	18 <b>も</b>	19	20
21	22 <b>も</b>	23 <b>か</b>	24 <b>ペ</b>	25 <b>も</b>	26	27
28	29 <b>も</b>	30 <b>ビ</b>	31 <b>雑</b>			

**2月 February**

日	月	火	水	木	金	土
				1 <b>も</b>	2	3
4	5 <b>も</b>	6 <b>か</b>	7 <b>ペ</b>	8 <b>も</b>	9	10
11	12 <b>も</b>	13 <b>ビ</b>	14 <b>雑</b>	15 <b>も</b>	16	17
18	19 <b>も</b>	20 <b>か</b>	21 <b>ペ</b>	22 <b>も</b>	23	24
25	26 <b>も</b>	27 <b>ビ</b>	28 <b>雑</b>	29 <b>も</b>		

**3月 March**

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 <b>も</b>	5 <b>か</b>	6 <b>ペ</b>	7 <b>も</b>	8	9
10	11 <b>も</b>	12 <b>ビ</b>	13 <b>雑</b>	14 <b>も</b>	15	16
17	18 <b>も</b>	19 <b>か</b>	20 <b>ペ</b>	21 <b>も</b>	22	23
24	25 <b>も</b>	26 <b>ビ</b>	27 <b>雑</b>	28 <b>も</b>	29	30
31						

**ごみステーションの利用について**

- ごみステーションは利用者等が設置、管理するものです。無断での利用はしないでください。
- ごみステーションの新設、変更、移動、廃止は事前に市と相談してください。
- 排出者不明の「違反ごみ」なども、最終的に利用者が再分別し、ごみステーションの維持、管理を行います。

**事業系のごみ**

※ごみステーションには出せません。

- 事業活動(商店・事業所等)に伴うごみ(産業廃棄物等を除く)は、市の分別方法に従い「広域クリーンセンター大田原」に直接搬入(処理料金:10kgあたり150円)するか、市の一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼してください。
- 産業廃棄物は、産業廃棄物収集運搬許可業者に処理をお願いするなど、適切に処理をしてください。